

# 胎内市物価高騰対策低所得者 向け省エネエアコン購入費補助金



市では、経済的な理由により省エネルギー性能の高いエアコンの購入が困難な世帯に対し、購入費や設置費を補助することにより生活環境の改善やエネルギー消費の抑制を目的に、エアコン購入費補助金を創設しました。補助金を受けるには条件がありますので、エアコンの購入を考えている方または、購入された方はご相談ください。

## 補助対象者

- ・申請日時点で胎内市に住民登録がある世帯主。ただし、同一家屋で世帯分離している世帯は同一世帯とします。
- ・令和7年4月1日以降に胎内市内に居住する住宅に新規設置又は設置してあるエアコンを買換えた方。
- ・設置する住宅が自ら所有する住宅でない場合は、所有者の承諾が得られていること。
- ・世帯で市税を滞納していないこと。
- ・申請者本人およびその世帯員の令和6年度中の所得金額の合計が、1人世帯で200万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円ずつ加算した額以内。

## 対象エアコン及び交付基準

- ・エアコン目標年度2027年度における統一省エネラベル2つ星以上であること。
- ・新品又は未使用品で取り外しや移動が容易にできないもの。
- ・買換えの場合、旧エアコンは「家電リサイクル法」に基づき適切に廃棄すること。
- ・購入及び設置に要した費用とし、自ら設置工事をした場合は補助対象外とします。
- ・1世帯1台までとし、同一年度において1回限りとする。

## 補助金の額

| 規格     | 冷房能力              | 補助金の額       |                        |                            |
|--------|-------------------|-------------|------------------------|----------------------------|
|        |                   | 条件①         |                        | 条件②                        |
|        |                   | 量販店から購入する場合 | 市内電気業者から購入する場合         | 胎内市熱中症対策エアコン購入費助成事業の利用者の場合 |
| 6畳     | 2.2kW 以下          | 20,000 円    | 左記の金額に一律20,000 円を加算した額 | 条件①により算出した額の2分の1の額         |
| 8畳     | 2.3kW 以上 2.7kW 以下 | 30,000 円    |                        |                            |
| 10 畳以上 | 2.8kW 以上          | 40,000 円    |                        |                            |

※「胎内市熱中症対策エアコン購入費助成事業」を利用した方も利用できます。ただし、補助金は上乗せ分のみとします。

※ 詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 申請期間

【申請受付期間】令和7年7月1日（火）～ 令和8年2月27日（金）まで  
予算がなくなり次第終了。（令和7年4月1日以降購入分から対象）

## 申請書類

※ 申請はエアコン設置後になります。

- ☐ 交付申請書兼請求書（※ 申請用紙は市役所3番窓口またはホームページよりダウンロードしてください）
- ☐ 本人確認書類の写し
- ☐ 振込先口座の通帳の写し（口座情報等が記載されているページ）
- ☐ 購入領収書の写し
- ☐ 設置前後の写真（無い場合は要相談）
- ☐ カタログ（原本または写し）
- ☐ 家電リサイクル券の写し（買い換えの場合）
- ☐ 保証書の写し
- ☐ 申請者と家屋の所有者が異なる場合は家屋所有者の承諾書

## 【申請先及びお問い合わせ先】

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市 市民生活課 生活環境係 ☎ 0254-43-6111（内線1151）



胎内市  
Tainai City